

チャレンジショップ支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、播磨科学公園都市のまちの賑わいを創出し、利便性向上を図るため、播磨科学公園都市の生活利便施設「光都プラザ」に新規出店を行う事業者に対し、貸付料の減免及び改装費の助成をすることにより、当該施設の利用促進を図るとともに、出店者の初期費用を支援することを目的とする。

(支援対象者)

第2条 この要綱に基づき支援する事業者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 光都プラザの賃貸借物件（以下「物件」という。）を賃借し、新規出店を行うこと。
- (2) 別表1に掲げる店舗等として、集客を伴う形態で物件を利用すること（専ら事務所、製造所、倉庫等として利用する場合を除く。）。
- (3) この要綱に基づく支援を過去に受けていないこと。

(支援対象事業)

第3条 支援の対象となる事業は、支援対象者が物件を賃借して行う事業とする。

(支援の区分等)

第4条 支援の区分、助成対象経費、助成率等、支援限度額、支援対象期間は別表2に定めるとおりとする。

(貸付料の減免手続)

第5条 貸付料の減免手続については、企業庁公有財産取扱規程（昭和56年4月1日企業庁管理規程第5号）に定めるところによる。

(助成の申請及び決定)

第6条 改装費の助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）に関し、助成を受けようとする支援対象者は、物件の賃貸借契約の締結日以降、助成金申請書（様式第1号の1）に誓約書（様式第1号の2）その他書類を添付して、兵庫県企業庁播磨科学公園都市まちづくり事務所長（以下「所長」という。）に申請するものとする。

- 2 所長は、前項の申請を受理したときは、文書によりこれを企業誘致課長に申し出なければならない。
- 3 前項の申出を受けた企業誘致課長は、総務課長に協議のうえ、所長に通知し、所長は助成を決定の上、当該支援対象者に、助成金決定通知書（様式第

2号)により通知するものとする。

- 4 前項の通知以前に着手した工事については、改装費助成の対象としないものとする。

(助成金の実績報告)

第7条 改装費の助成金決定を受けた支援対象者は、改装工事完了後、30日以内に助成事業実績報告書(様式第3号)により所長に報告し、確認検査を受けなければならない。

(助成金の請求及び支払)

第8条 改装工事の確認検査完了後、支援対象者は、速やかに助成金請求書(様式第4号)を所長に提出し、所長は請求の内容を確認のうえ、助成金を支払うこととする。

(助成金決定の取消し)

第9条 所長は、第6条第3項の通知を受けた支援対象者(以下「助成事業者」という。)が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該助成金決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 助成決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (5) 暴力団等であるとき。
- 2 所長は、前項の取消しを行おうとするときは、文書によりこれを企業誘致課長に申し出なければならない。
- 3 前項の申し出を受けた企業誘致課長は、総務課長に協議のうえ、所長に通知し、所長は、取消しを決定の上、当該助成事業者に、助成金決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 所長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 2 所長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第11条 助成事業者は、前条第1項の規定により助成金の返還を命じられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付

しなければならない。

- 2 助成事業者は、前条第1項の規定により助成金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

- 第12条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該助成事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(暴力団等の排除)

- 第13条 公営企業管理者は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 支援対象者又は助成事業者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県知事及び病院事業管理者に提供すること。

- 2 助成事業者は、助成事業を行うに当たっては、当該助成事業に関し暴力団等を利することがないよう必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

区分	店舗等具体例
小 売 業	スーパー、洋服店、飲食料品店、薬局、日用品店等
金融業・保険業	金融機関（ATMのみを含む）、郵便局、保険代理店等
不動産業	ハウスメーカーのモデルルーム、不動産代理店等
飲食サービス業	食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等
医療業	一般診療所、歯科診療所、施術所（鍼、灸、柔道整復等）
学習支援業	学習塾、音楽教室、外国語会話教室等
サービス業	クリーニング店、理髪店、美容院、物品リース・レンタル店等
その他	上記区分の業種以外で都市内住民の生活利便に貢献し、集客を伴う店舗等で公営企業管理者が特に認めたもの

※専ら集客を伴わない事務所、製造所、倉庫等として利用する場合を除く。

※ATMのみ設置の店舗等は改装費の助成対象外とする。

別表 2（第 4 条関係）

支援の区分	助成対象経費	助成率等	支援限度額	支援対象期間
貸付料の減免	貸付料	減免率 1/2 以内	計 100 万円	24 箇月以内 (引渡し日から 起算)
改装費の助成	内装工事費、外装工事費、電気・空調・給排水工事費及び 附帯工事費	助成率 1/2 以内	改装費の助成は、50 万円を限度とする。	引渡し日から開店日まで (1 回)